

小平市議会定例会 一般質問通告書

1 一括質問一括答弁方式

② 一問一答方式

質問件名 再び、まちの景観を守るため東京都屋外広告物条例を活用せよ

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な内容を項目別に記入してください)

9月定例会で質問しましたが、改めて、再度質問します。

「屋外広告物法」が、良好な景観の形成又は風致の維持と、公衆に対する危害の防止を目的に定められており、東京都では、東京都屋外広告物条例等により屋外広告物の規制を行っています。たとえば府中街道沿いに設置されている品の無い派手な看板等について、まちの景観を大きく損ねるものであり住民からもいかななものかとの声が数多くあります。対応について、以下の質問をいたします。

1. 府中街道と青梅街道交差点付近の街道沿いは、第2種中高層住居専用地域であり風致地区でもあるため、禁止区域にあたります。事業者は設置の時には許可申請をすることになっていますが、許可申請手続きはしているのか、伺います。
2. 申請手続きをしていない場合、条例に基づいてできることは何か、再度東京都と市で、事業者に対し屋外広告物の表示又は設置を正すよう求められないのか。
3. 市として取り締まりをするために、パトロールなどを行い禁止物件に該当するものは速やかに撤去しているということでした。撤去とともに条例の周知も必要と考えますが、東京都と連携してどのように実施していますか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

2014年(平成26年)11月13日 小平市議会議長殿 小平市議会議員 氏名 平野ひろみ

受付番号【 】- (/ 2)

整理番号(通しNo.) …… ()